

令和8年3月10日

お 知 ら せ

庄内町教育委員会

舟つなぎのまつ 町指定文化財の指定解除と伐採について

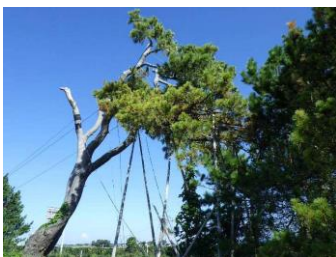
日頃より、本町教育行政につきまして特段のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

平成元年10月25日に町指定文化財に指定され、長い間愛されてきた国道47号沿いの「舟つなぎのまつ」ですが、松枯れにより枯死していることから、庄内町指定文化財の指定解除をし、伐採することになりました。

(指定解除に至るまでの経緯)

教育委員会では、令和7年10月上旬に枯れ枝が見られるため、所有者(国土交通省)と専門業者と状況を観察してきましたが、庄内地域全体で松枯れ被害が拡大していることや、舟つなぎのまつの周辺で松枯れ被害が確認されていることなどから、令和8年1月に松枯れにより枯死しているとの判断に至りました。

※「松枯れ」とは、線虫により急激に枯れる害虫被害のことを指します。松枯れは、「マツノマダラカミキリ」と「マツノザイセンチュウ」によって引き起こされます。



令和7年9月



令和7年10月



令和8年1月

現在は、倒木による通行者や通行車両への影響のおそれやマツノマダラカミキリの活動による松枯れの拡大等が懸念される状況となっています。

松枯れの拡大や倒木による危険など被害を防止するために、マツノマダラカミキリの活動が始まる6月より前(5月の連休明け頃を予定)に、所有者により伐採される予定です。

舟つなぎのまつは、長年にわたり地域に親しまれてきた大切な樹木であります。しかしながら、被害の防止のための措置であることをご理解願います。



【問い合わせ先】

庄内町教育委員会 社会教育課 社会教育係
TEL:0234-43-0183 FAX:0234-42-0811